

北広島町告示第26号

北広島町運動公園野球場有料広告掲出取扱要領を次のように定める。

平成20年3月1日

北広島町長 竹 下 正 彦

北広島町運動公園野球場有料広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北広島町広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、北広島町運動公園野球場(千代田運動公園野球場及び豊平総合運動公園野球場に限る。以下「野球場」という。)に掲出する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲出場所及び掲出料金)

第2条 広告の掲出場所及び広告の掲出料金は、別表1のとおりとする。

(掲出の申込み)

第3条 広告を掲出しようとするもの(以下「掲出申込者」という。)は、広告掲出申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による掲出の申込みがあった場合において必要があると認めるときは、掲出申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 町長は、町税等を滞納している者による掲出の申込みに係る広告を掲出しない。

(掲出の決定等)

第4条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、要綱第9条に規定する審査会において、申込書に記載された広告の内容が要綱第4条各号のいずれかに該当するか否か等を審査し、要綱第4条各号に該当しないと認められた内容の広告に係る掲出申込者を決定し、広告掲出許可書(様式第2号)により掲出申込者に通知しなければならない。

(掲出料の納入)

第5条 掲出申込者は、町長が指定する期日までに広告掲出に係る掲出料を納付しなければならない。

(掲出料の割引)

第6条 長期の掲出の申出の場合に限り、掲出料を割引くことができる。割引率については別表2のとおりとする。ただし、前納を条件とする。

(掲出方法)

第7条 掲出方法は、別表1に定める外野ラバーフェンス及び内野ラバーフェンスに白色の塗料で塗装し、表示するものとする。

(費用負担等)

第8条 広告掲出に係る費用及び維持管理に係る費用は掲出申込者の負担とする。

(広告掲出者の損害賠償責任等)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、掲出申込者が負うものとする。

2 広告の掲出に伴い発生した施設破損、利用者の損害等については、自らの責任において損害を賠償しなければならない。

(広告の撤去)

第10条 町長は、有料施設の管理又は業務の執行上、やむを得ない利用があるときは、掲出中の広告を撤去させることができる。この場合においては、掲出申込者と協議のうえ、掲出料金の一部を還付するものとする。

(原状回復の義務)

第11条 掲出申込者は、使用許可期間が満了したとき及び許可を取消されたときは、自らの責任において直ちに広告を撤去し、原状に回復しなければならない。

2 掲出申込者が前条の広告の撤去及び原状回復をしない場合は、町長が自らこれを撤去し、原状に回復することができる。この場合において、当該撤去及び原状回

復に要した費用は、掲出申込者に請求することができる。

(広告の汚損等)

第12条 町長は、広告の汚損、き損、滅失等について、その責めを負わない。

(掲出料金の還付)

第13条 掲出料金は還付しない。ただし、第12条の規定によるものはこの限りでない。

(その他)

第14条 その他広告の掲出に関し、疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

場所	区画数	規格	m ² 数	1m ² 当たりの単価	年間(円)
外野ラバーフェンス	8区画	1m×8m/1区画	8	5千円	40,000
内野ラバーフェンス	4区画	1m×8m/1区画	8	4千円	32,000

別表2(第6条関係)

継続年数	割引率
5年～	20%
10年～	50%

別紙様式第1号(第3条関係)

受付	年	月	日
許可	年	月	日

<p>北広島町運動公園野球場有料広告掲出申請書</p> <p>次のとおり北広島町運動公園野球場有料広告を掲出したいので許可くださるよう申請します。</p> <p>北広島町長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>		
--	--	--

申請者	住 所	〒
	団 体 名	電話番号
	代表者名	(印)

内容	-----

	(寸法等の分るレイアウトやデザインを添付のこと。)

期間	年 月 日 ~ 年 月 日
----	---------------

表示責任者	住所 氏名 (電話番号)
-------	------------------

表示業者名	住所 氏名 (電話番号)
-------	------------------

※利用面積 使用料	※利用面積	※使用料
--------------	-------	------

備考	※許可番号 第 号	※納付書番号 第 号

※申請者は記入しないで下さい。

別紙様式第2号(第4条関係)

北広島町運動公園野球場有料広告掲出許可書

許可番号第 号 平成 年 月 日	
次のとおり北広島町運動公園野球場有料広告掲出を許可いたします。	
北広島町長 印	
申請者	住 所 〒
	団 体 名 電話番号
	代表者名
内容	----- ----- ----- -----
期間	年 月 日 ~ 年 月 日
管理責任者	住所 氏名 (電話番号)
表示業者名	住所 氏名 (電話番号)
利用面積 使用料	利用面積 使用料
備考	許可条件 裏面記載

(裏)

許可条件(利用に当たって)

- 1 利用期間は、広告の掲示許可を受けてから翌年3月31日までとする。利用機関の満了1ヶ月前までに利用終了の意思表示がない場合引き続き利用すると判断します。
- 2 利用者は、利用物件を常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- 3 利用者は、利用物件の修繕、模様替えその他のほかの原状変更を行うときは、事前に協議を行わなければならない。
- 4 使用者は、利用物件を第三者に転貸し、又は利用する権利を第三者に譲渡し、若しくはその権利を担保に供することはできない。
- 5 次に該当する場合は、許可の取り消し、又は変更できる。但し、この場合利用者に損害が生じても施設管理責任者は保障しないものとする。
 - (1) 利用物件が競技に支障を生じたとき。
 - (2) 利用者が許可条件に違反する行為が認められたとき。
- 6 利用者は、利用期間満了又は利用期間が取り消されたときは、事故の負担により施設管理者が指定する期間までに原状に回復して返還しなければならない。
- 7 利用者は、その責めに帰する理由により利用物件に損害を与えた場合は、その損害額に相当する賠償金を支払わなければならない。ただし、利用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。